

新潟市入札・契約制度検討準備協議会設置要綱

平成10年4月1日改正

平成13年4月1日改正

平成14年4月1日改正

平成17年7月1日改正

平成19年4月1日改正

（目的及び設置）

第1条 新潟市における公共工事の入札・契約制度に関し、より一層の透明性・競争性を確保するための具体策及び適切な運用のあり方を検討するための情報収集・準備を目的として、新潟市入札・契約制度検討準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 協議会は、入札・契約制度の改善を検討するための情報収集・準備に関する職務を行うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、座長及び会員をもって組織する。

2 座長は、財務部長をもって充てる。

3 会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（座長の職務）

第4条 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、契約課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成5年8月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

別表

財務部契約課長
工事検査センター次長
農林水産部農村整備課長
建築部公共建築第１課長
建築部公共建築第２課長
土木部技術管理課長
東部地域土木事務所建設課長
東部地域土木事務所維持管理課長
西部地域土木事務所建設課長
西部地域土木事務所維持管理課長
東部地域下水道事務所次長
西部地域下水道事務所次長
北区建設課長
北区下水道課長
秋葉区建設課長
秋葉区下水道課長
南区建設課長
南区下水道課長